

## 人生100年 新たな社会を生きる～福祉の現場から～

日本福祉大学福祉経営学部長・教授

日本福祉大学大学院医療・福祉マネジメント研究科 教授

社会福祉法人睦月会 理事長 綿 祐二

今、日本の福祉は、大変革期にきている。社会は、少子・高齢社会の本格化、高齢・単身世帯の増加、医療技術の進歩による疾病構造の変化、低成長時代、非正規労働者の増加等雇用形態の変化などが起き、それに付随して、福祉業界も団塊の世代の高齢化、地域社会・家族・企業の相互扶助機能の低下による新たな生活課題、生活困窮問題の発生、特に近年は、8050問題などの新しい課題に直面しています。他方で我が国は、ノーマライゼーション概念の浸透、人権意識の向上、合理的配慮の啓発も進んできました。

社会保障制度は、1990年代の社会福祉基礎構造改革によって、福祉六法が逐年的に改正され、「措置委託制度」から「契約制度」へ移行し、介護保険制度を代表に受益者負担が加速的に進んだ。公助の終焉が始まったと感じます。

このような、社会の実情において、すべての人が、孤立せずに、必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送るためにはセーフティネットが必要です。国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に基づいて、改革を進めています。国が提唱する地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」としています。まさに、公助から共助、自助へ大きくパラダイムシフトしています。これまでの国が支える仕組みから、「困りごとは、お互いで助け合い、自分のことは自分で責任を持って…」が原則になりました。まさに、求めているものは地域協働です。

私は、現在、福祉系大学で専門職養成を行いながら、社会福祉法人で児童・障がい領域の27事業を運営しています。現在、約500名近くの利用者の方々に通所・入所施設や相談事業で福祉サービスを提供しています。日々、福祉現場にいと、「地域共生社会」は本当に可能なのか疑問に思ってしまうことを経験します。

そこで、福祉現場の立場から、国の方針を考察し、今、福祉現場で何が起きているのかを検証して、今後の福祉の方向性について述べてみたいと思います。

### 地域共生社会実現の理想と現実

地域には、多様な価値観が存在しています。ひとつの事象も、多様な価値観によって、感じ方も異なり、また立場が違えばそれぞれの対応が異なってきます。お互いの価値観を受容し、認め合うことによって、地域共生社会の礎が構築され、「Diversity and Inclusion」の考え方が進んでいきます。

しかし、福祉現場では…。

その価値観の多様性によって差別意識や排他意識も生まれてきます。例えば、福祉施設

を地域で建てれば、高い確率で「反対運動」が起きます。社会福祉法人で児童、障がい児者関連の施設27事業を運営している私も、多分に漏れず、反対運動と対峙してきました。障がい福祉施設の建設前に住民説明会をおこなうと、次のようなやり取りがあります。

「これから、障がい児者のみなさんと地域の中で暮らして生きたいと思います。よろしくお願いします」、すると住民から「障がい児者の皆さんが地域で暮らすのは大賛成だよ。どんどん、地域へ出ておいで」「ありがとうございます。」「ところでどこに建てるの」「〇丁目の角の空き地です」といった瞬間、「ちょっと待った!」「障がい児者が地域で暮らしてもいいけど、うちの横はやめて…」「…」。まさに総論は賛成、各論は反対。保育園建設でも、「子どもの声はうるさい。騒音だ!」などの声すら聞こえます。

なぜ、反対運動が起きるか。まさに、地域には多くの価値観が存在しているからではないかと考えます。価値観は、個々が生み出すものでもあり、この価値観は自由でなくてはなりません。ですから、多様な価値観が存在して当たり前と考えます。ただ、地域共生社会の実現や地域協働を行うためには、まずは相互理解が必要だと思います。つまり、多くの価値交流があって、初めて価値観を認め合うことになります。

この相互理解や価値交流で大切なことは、「人としての共通項」からの理解をし合うことです。障がい児者や認知症の方の理解は完璧にはできません。例えば、目の見える人にとって、全盲の方のすべての理解はできません。ただ、生活の困難性であれば、想像ができます。つまり、「生活の困り事」であれば、同じ人として共通になってきます。人は、個々の状態像において、生活上の困り事が発生します。その困り事で相互を理解していけば、相互理解が進んでいくと考えます。「障がい児者だから、認知症だから、高次脳機能障がいだから…」ではなく「当たり前の人だから」と考えることが大切です。

## 合理的配慮の罫

合理的配慮とは、障害者権利条約第2条で「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。言い換えれば、障がい児者や高齢者の一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する生活上の障がい・困難さを取り除くための、環境整備やお手伝いをしていくことです。この考え方は、非常に重要で、障がい者差別解消法においても、国や地方公共団体は合理的配慮が義務規定に定められて、多くの自治体では職務規定に盛り込んでいます。各省庁でもそれぞれの合理的配慮の実践例が出されています。

しかし、現場では…。

車いす使用者への合理的配慮に街中のスロープがあります。交差点などにスロープがあることによって、車いすユーザーにとって、段差をクリアできて、行動範囲が広がります。多くの高齢者のとっても非常に有効であると思います。まさに、バリアフリーの象徴のようにも感じます。

しかし、このスロープがバリアになってしまう障がいもあります。視覚障がい児者です。視覚障がい者は、白杖で段差を感じながら空間認知をおこなっている方もいます。全ての段差がなくなれば、自分の空間認知ができなくなってしまうます。視覚障がい者にとっての合理的配慮は、点字ブロックです。町中にある点字ブロックも視覚障がい児者にとっては、非常に助かる配慮ですが、今度は、肢体不自由児者にとっては、点字ブロックが『で

こぼこの道』になってしまいます。全ての人への合理的配慮は本当にできるのでしょうか。

合理的配慮で大切なことは、配慮の譲り合いと考えています。合理性とは何か。合理性とは道理や理屈に適っている様です。個々で必要な合理的配慮は、異なっています。大切なことは個々の状態像に合わせ、配慮の中で「譲れないこと」と「譲れること」を区別することが必要なと考えます。みんなが『ほどほどの合理的配慮』を作っていくことが、今後の地域共生社会実現においては、重要と考えます。

## 地域協働は何が大切か

地域協働活動とは、まちづくり協議会、町内会連合会、町内会・自治会、地域自立支援協議会などの地域コミュニティ組織が行う、防犯、社会福祉、環境美化活動などを指して、地域住民にとってより暮らしやすい社会を構築していく活動です。多くの地域で、さまざまな活動が活発に行われています。

しかし、現場は…。

地域共生社会には、非常に有意義な活動ですが、多くの課題もあります。そのひとつが組織の高齢化問題、それに伴う継承の課題です。それらの活動は、時間も労力も必要になります。日々の生活の中で、その時間を生みださなければなりません。

地域協働活動は、イベントのような単発的に終わるのではなく、その協働活動の「継続性」「持続性」が重要と考えます。そのために最も重要なことは、参加者の『WinWin』の関係を構築することです。つまり、参加者が、自分だけの利益を考えるのではなく、他者の利益を考えられるかの視点が必要であると思います。この利益は、無形なものでも、有形物でも何でもよいのです。地域協働活動が、地域構成員にとって、少しでも何らかのプラスにならなければ、継続性は生まれません。

また、個々の理想的な思いや個々の価値観・嗜好だけの「こうあるべきの活動」では継続しません。地域全体の「循環」を生む仕掛けが必要です。地域協働活動は、地域の福祉ニーズに合わせて、「あったらいいな」と「できること」を掛け合わせていくことによって継続に繋がっていきます。

私は、現在、東京都大田区で就労継続B型事業所において「Café&Bar 凜」を運営しています。このCafé&Barは、地域協働型運営を行っています。このお店で提供する食事（お酒のつまみ）は、うちの法人の利用者は一切作りません。ここで提供される料理は、そのほとんどが地域の他法人の施設から出してもらいます。メニュー表を見ると、「〇〇法人△△事業所のピザ」や「■■■事業所のチーズ」「栃木県の障がい者施設のワイン」「千葉県障がい者施設の豚のしゃぶしゃぶ・ロースステーキ」「愛知県障がい者施設の芋焼酎」などなど、地域法人や全国の法人から自分たちの製品をこのCafé&Barで提供するのは、当然、注文が入れば、売れたメニューの法人の利用者の工賃になるのです。うちの利用者は、料理を提供すること（ホールの仕事）で工賃を稼いでいます。つまり、他の法人と私の法人との『WinWin』の関係を構築したのです。

しかし、ここで大切なのが『競争原理』を入れることです。「福祉だから買ってもらえる」から「美味しいから買ってもらえる」へ転換も必要です。つまり、共助の世界は、「社会の当り前さ」の中で運営していくことです。このイコールフィッティングの考え方が、これからの福祉には必要です。イコールフィッティングは、「同等の条件。また、条件の同一化。商品・サービスの販売で、双方が対等の立場で競争が行えるように、基盤・条件を同一にすることなど」を指します。国でも、「福祉業界に対するイコールフィッティングの導入」

が議論され始めています。「福祉の常識は、社会の非常識」「社会の常識は、福祉の非常識」の現状も多くあります。多くの社会福祉法人は、これまでの福祉からの脱却、組織や職員の意識改革ができるかによって、その法人の存続にも影響してくる時代が来ています。

私の法人も「ALL 地域」「ALL 東京都」「オール日本」の協働型で福祉事業を進めていくことを目標にしています。

## 権利意識の向上

これまで、日本の福祉の歴史は、権利獲得の歴史でもあります。権利とは何かです。「生を受けて、生きる権利」「幸せになる権利」「恒久的な権利」「生活上の権利」「自由を得られる権利」「自己決定できる権利」「尊厳のある生活をする権利」「働く権利（就労権）」「学ぶ権利（就学権）」などなど。そして、その基盤にあるのが人権です。人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。日本国憲法では、第11条（基本的人権）で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」第13条（個人の尊重と公共の福祉）「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、そして、第25条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。重要な条文です。

しかし、現場は…。

これらの人権は、本当に守られているのでしょうか。人は働く権利や学ぶ権利を持っていますが、就労に対しても「障がい者に係る欠格条項」が存在したり、重度の障がい者は、就学免除・就学猶予の措置が執られ、就学許可がおりなかったり…。障がい児が全員学校に行けるようになったのは、1979年の養護学校の義務化の時です。まだまだ、憲法の言葉通りにいかないのが現実です。今後も、少しずつ権利獲得の歴史が続くと思います。

特に、第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の保障が大切です。この最低限度の生活が何かです。現在、特別養護老人ホームで暮らしている人のお風呂に入れる回数は、1週間で何回でしょうか？多くの施設は「2回」と答えるでしょう。なぜなら、特別養護老人ホームの入浴については、厚生労働省から出されている指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の第十三条で「指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。」と定められており、週2回入浴支援ができていれば法令上の違反とはならないからです。先日、ある刑務所に勤務する仲間のソーシャルワーカーに「受刑者たちは、刑務所の中では1週間に何回お風呂に入れるのですか」と質問しました。「週に2回です。夏場や衛生が守れないときは、3回入る時もあります」「…」。同じか、それ以上の時も…。本当に、最低限度の生活は何かを今一度、考えなければいけない時が来たと感じます。年末になると、高齢者の軽犯罪が増えます。私のソーシャルワークの触法のクライアントも「刑務所は、雨露しのげるし、3食あるし、お風呂も入れる。そして、仕事もある。戻りたい。」と話しました。改めて『最低限度の生活』を考え、社会全体の再構築が必要と感じる一瞬でした。

私は、常日頃、福祉現場に立つときに、ニイリエ（Nirje, Bengt 1924～2006）のノーマライゼーションの原理の8つの原理を頭に入れていきます。①起床、衣服着脱、食事、就

寝等の一日のリズム、②異なる環境での家庭生活、余暇等を楽しむ一週間のリズム、③休暇への参加を含む一年のリズム、④幼児期、青年期、成人期、老年期におけるライフスタイルの保障（ノーマルな発達の経験）、⑤自己尊厳と自己決定権の保障、⑥結婚する権利も含め、異性との交際や性の保障、⑦労働における差別、偏見を除去し、公平な賃金保障（経済的水準と権利）、⑧学校や施設、地域における一般的な基準に基づく標準的な環境保障です。この当たり前の生活を当たり前にしていくこそ、重要な視点であると思っています。

さらに現場では…

権利に対する考え方は、本当に多様です。福祉現場でも、多くの価値観が交わり、賛否が分かります。福祉の仕事は、「命」を預かる仕事です。この命に対しても、多くの賛否が分かります。福祉現場にいて、実感するのが「命の始まり」と「命の終わり」の議論です。直面する問題として、「命の始まり」は『新型出生前診断』の議論と「命の終わり」では『尊厳死・安楽死』の議論です。この『新型出生前診断』によって、胎児の染色体構造、特に21トリソミー（ダウン症候群）、18トリソミー、13トリソミーがわかります。そこで、命の選択が行われることもできてしまうわけです。本来『出生前診断』の主な目的は、「出生前に胎児の状態や疾患を調べ、分娩方法や療育環境を検討すること」ですが、子どもを出産するか、しないかの判断に受ける人も多くいます。日本の法律では、胎児の先天性疾患（障がい）を理由とした人工妊娠中絶は認められておらず、「経済的事由」や「母体の健康への障がい」を理由に人工妊娠中絶が行われます。ただ、その理由に「障がい児だから」も入ってしまっているのが現状です。

また、『尊厳死・安楽死』も賛否が分かります。日本の場合、安楽死は、法律上認められていません。ただ、延命をしない、医療的ケアを望まないなど『消極的安楽死』は、福祉の現場でも行われています。命の権利は、誰が保障するのか。大きな課題でもあります。

### 『人生100年時代 新たな社会を生きる』

最後に、『人生100年時代 新たな社会を生きる』ことで何が大切を述べたいと思います。まず、福祉社会が「公助」から「共助」「自助」へ移行していくことです。この移行で重要なことは「自律」と「権利と義務」と考えます。

自立ではなく、自律です。「自立」は、他への支配や従属から離れて独り立ちすること、「自律」は他からの支配や助力を受けず、自分の行動を自分の立てた規律に従って正しく規制することです。近代哲学者のカント（Immanuel Kant 1724～1804）は、自律を「自己の欲望や他者の命令に依存せず、自らの意志で客観的な道徳法則を立ててこれに従うこと。」と述べています。わかりやすく言えば「自分の責任において、自分のことは自分でおこなうこと」こそ、多様な社会への対峙で重要なことと考えています。

また、「権利と義務」は、人権と社会的正義（Humanrights & Socialjustice）を拠り所として成立するものと考えます。言い換えれば、個々の内的な正義に基づいて行動していくことが大切です。人生100年時代、Diversity and Inclusion を実現していくことが重要で、特にインクルージョン、多くの多様性を包括していくことをみんなで議論して、多くの関係性を構築していくことが重要だと思います。

私は、社会福祉法人の責任者として、職員たちに『関係性は、専門性を凌駕する』と伝えています。